

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R6.11 改正)	現 行 (R5.10)																																
<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1 ~ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 <b>施工計画書</b></p> <p>1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。 また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(9) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(10) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(11) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要船舶・機械</td> <td>(13) 現場作業環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(6) 主要資材</td> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</td> <td>(15) <u>法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)</u></td> </tr> <tr> <td>(8) 施工管理計画</td> <td><u>(16)</u> その他</td> </tr> </table> <p>1-1-6 ~ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 <b>建設副産物</b></p> <p>1~4 [略]</p> <p>5. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6. <u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p>7. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>または</u>建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8. <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認</u></p>	(1) 工事概要	(9) 安全管理	(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応	(3) 現場組織表	(11) 交通管理	(4) 指定機械	(12) 環境対策	(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備	(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	(15) <u>法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)</u>	(8) 施工管理計画	<u>(16)</u> その他	<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1 ~ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 <b>施工計画書</b></p> <p>1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。 また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(9) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(10) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(11) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要船舶・機械</td> <td>(13) 現場作業環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(6) 主要資材</td> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>(8) 施工管理計画</td> <td><u>(15)</u> その他</td> </tr> </table> <p>1-1-6 ~ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 <b>建設副産物</b></p> <p>1~4 [略]</p> <p>5. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。 [新設]</p> <p>6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、<u>建設混合廃棄物</u>等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。 [新設]</p>	(1) 工事概要	(9) 安全管理	(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応	(3) 現場組織表	(11) 交通管理	(4) 指定機械	(12) 環境対策	(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備	(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	[新設]	(8) 施工管理計画	<u>(15)</u> その他
(1) 工事概要	(9) 安全管理																																
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応																																
(3) 現場組織表	(11) 交通管理																																
(4) 指定機械	(12) 環境対策																																
(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備																																
(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	(15) <u>法定休暇・所定休暇(週休二日の導入)</u>																																
(8) 施工管理計画	<u>(16)</u> その他																																
(1) 工事概要	(9) 安全管理																																
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応																																
(3) 現場組織表	(11) 交通管理																																
(4) 指定機械	(12) 環境対策																																
(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備																																
(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	[新設]																																
(8) 施工管理計画	<u>(15)</u> その他																																

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R6.11 改正)	現 行 (R5.10)
<p><u>しなければならない。</u></p> <p><u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>9. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p><u>10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p><u>11. [略]</u></p> <p><b>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</b></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約約款第3条第1項の竣工通知書を作成し、工事監督員を<u>通じて</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 検査職員は、工事監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p><u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p><b>1-1-29 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3. 工事検査員は、工事監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</u></p> <p><u>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</u></p> <p><u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p><b>1-1-30 ~ 1-1-38 [略]</b></p> <p><b>1-1-39 環境対策</b></p> <p>1~6 [略]</p> <p><u>7. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><b>1-1-40 [略]</b></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>7. [略]</u></p> <p><b>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</b></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. 受注者は、契約約款第3条第1項の竣工通知書を作成し、工事監督員を<u>経由して</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 検査職員は、工事監督員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4・5 [略]</p> <p><b>1-1-29 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3・4 [略]</u></p> <p><b>1-1-30 ~ 1-1-38 [略]</b></p> <p><b>1-1-39 環境対策</b></p> <p>1~6 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><b>1-1-40 [略]</b></p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R6.11 改正)	現 行 (R5.10)
<p><b>1-1-41 交通安全管理</b>            1～4 [略]            5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。            この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>場所等の案内標識、工事中の標識等</u>の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6～9 [略]            10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第47条の2に基づく通行許可<u>または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。            また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b>            1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。            なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。            (1)～(71) [略]  <u>(72)環境と調和のとれた食料システムの確立のための（令和4年法律第37号）            環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</u>  <u>(73) 地方税</u> (昭和25年法律第226号)  <u>(74) 地方公共団体の関係諸条例</u></p> <p><b>1-1-43 ～ 1-1-51 [略]</b></p> <p><u>1-1-52 週休二日の対応</u>  <u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。</u>  <u>なお、週休二日は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u></p> <p><u>1-1-53 石綿使用の有無</u>  <u>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。</u>  <u>石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u></p> <p><b>第2章 材料 [略]</b></p>	<p><b>1-1-41 交通安全管理</b>            1～4 [略]            5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。            この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>標識</u>の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6～9 [略]            10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年7月17日政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。            また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b>            1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。            なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。            (1)～(71) [略]  <u>[新設]</u>  <u>(72) 地方税</u> (昭和25年法律第226号)  <u>(73) 地方公共団体の関係諸条例</u></p> <p><b>1-1-43 ～ 1-1-51 [略]</b></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>第2章 材料 [略]</b></p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R6.11改正)	現 行 (R5.10)
<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ~ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ~ 第21節 [略]</p> <p><b>第2編 工事別編</b></p> <p>第1章~第21章 [略]</p> <p>参考01 [略]</p>	<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ~ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ~ 第21節 [略]</p> <p><b>第2編 工事別編</b></p> <p>第1章~第21章 [略]</p> <p>参考01 [略]</p>

